

定期（財務）監査・行政監査及び定期（工事）監査の結果を公表しました

川崎市監査委員が令和7年度第2回定期（財務）監査・行政監査及び定期（工事）監査の結果を本日付けで公表しましたので、お知らせします。

定期（財務）監査・行政監査の対象は3局、定期（工事）監査の対象は1局で、事務の一部に改善を要する事項がありました（定期（財務）監査：35件、行政監査：13件、定期（工事）監査：3件）。

1 監査の対象

（1）第2回定期（財務）監査・行政監査

健康福祉局、交通局及び教育委員会事務局

（2）第2回定期（工事）監査

上下水道局

2 監査の範囲

（1）第2回定期（財務）監査・行政監査

令和6年度及び令和7年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに情報管理に関する事務等の執行

（2）第2回定期（工事）監査

令和5年度及び令和6年度に完了した工事及び設計等業務委託
対象件数551件、抽出件数50件

3 監査の期間

（1）第2回定期（財務）監査・行政監査

令和7年12月1日から令和8年3月4日まで

（2）第2回定期（工事）監査

令和7年10月1日から令和8年3月4日まで

4 公表日

令和8年3月18日（水）

問合せ先

○定期（財務）監査について

川崎市監査事務局財務監査課 藤田 啓二

電話 044-200-3443

○行政監査について

川崎市監査事務局行政監査課 藤田 秀幸

電話 044-200-3437

○定期（工事）監査について

川崎市監査事務局財務監査課 真鍋 輝好

電話 044-200-3449

5 第2回定期（財務）監査・行政監査の結果

（1）定期（財務）監査

事務の一部に次のとおり改善を要する事項があった。

監査の種類	指摘事項	軽易な指摘事項	合計
定期（財務）監査	14件	21件	35件

（指摘の概要）

指摘事項	概要	対象局	公表文 ページ
ア 納付金の請求を適正に行うべきもの	検定証印等の有効期間を経過した特定計量器を使用して、納付金を請求していた事例	健康福祉局	P 2
イ 戻入未済に係る調定手続を適正に行うべきもの	出納閉鎖後の戻入未済分について、現年度の歳入として調定を行っていなかった事例	健康福祉局 教育委員会事務局	P 3
ウ 徴収手続を適正に行うべきもの	使用料及び貸付料について、規則に定める期限内に納付させていなかった事例	健康福祉局	P 3
	使用料について、規則に定める期限内に納付させていなかった事例	教育委員会事務局	
エ 督促手続を適正に行うべきもの	督促状を発していなかった事例	健康福祉局 教育委員会事務局	P 4
オ 予算執行伺の手続を適正に行うべきもの	日付を遡って処理していた事例	健康福祉局 教育委員会事務局	P 5
カ 物品購入に係る契約手続を適正に行うべきもの	一括して発注すべき物品について分割して起案し、財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼せずに契約していた事例	健康福祉局 教育委員会事務局	P 5
	定められた金額を超える物品の調達について、財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼せずに契約していた事例	教育委員会事務局	
キ 見積合せを適正に行うべきもの	一括して発注すべき物品について分割して起案する等により、見積合せを行っていなかった事例	教育委員会事務局	P 6
ク 補助金の算定を適正に行うべきもの	消費税及び地方消費税相当額を補助対象経費に含めて算定を行っていた事例	健康福祉局	P 6
ケ 補助金の額の確定を適正に行うべきもの	積算誤り及び補助対象期間外の経費が計上された実績報告額で、補助金の額を確定していた事例	健康福祉局	P 7
コ 所得税の源泉徴収事務を適正に行うべきもの	委員報酬について、所得税法によると給与等に該当するものの、報酬として源泉徴収を行っていた事例	健康福祉局 教育委員会事務局	P 7
	1円未満の端数を四捨五入で切り上げたことにより、源泉徴収額が誤っていた事例	教育委員会事務局	
サ 原油価格・物価高騰に伴う補填金の算定を適正に行うべきもの	指定管理者が自動販売機の設置業者から電気代を徴収していたものの、当該徴収分を差し引かず補填金を算定していた事例	教育委員会事務局	P 8
シ 産業廃棄物の処理に係る手続を適正に行うべきもの	契約書に法令で定める条項が含まれていなかった事例	健康福祉局	P 9
ス 再委託に係る事務を適正に行うべきもの	受注者があらかじめ市の承諾を受けずに業務の一部を再委託していた事例	健康福祉局 教育委員会事務局	P 9
セ 劇物の管理を適正に行うべきもの	施錠保管されていたものの、貯蔵する場所に「医薬用外」及び「劇物」の表示をしていなかった事例	教育委員会事務局	P 10

ソ その他軽易な事項であるが改善を要するもの		対象局	公表文 ページ
(ア)	調定金額の算定を正確に行うべきもの	交通局	P 1 0
(イ)	調定手続を正確に行うべきもの	教育委員会事務局	P 1 0
(ウ)	延滞金の算定を正確に行うべきもの	健康福祉局	P 1 1
(エ)	時間外勤務手当等の支給事務を適正に行うべきもの	交通局	P 1 1
(オ)	適正な会計年度区分により支出を行うべきもの	健康福祉局 教育委員会事務局	P 1 1
(カ)	請求書の確認を適正に行うべきもの	教育委員会事務局	P 1 1
(キ)	領収書の確認を適正に行うべきもの	交通局	P 1 1
(ク)	支払期限内に支出すべきもの	健康福祉局	P 1 1
(ケ)	前渡金管理者口座の管理を適正に行うべきもの	教育委員会事務局	P 1 2
(コ)	支出に関する証拠書類の取扱いを適正に行うべきもの	健康福祉局 教育委員会事務局	P 1 2
(サ)	補助金に係る実績報告の確認を適正に行うべきもの	健康福祉局	P 1 2
(シ)	入札事務を適正に行うべきもの	健康福祉局	P 1 2
(ス)	収納事務委託契約に係る手続を適正に行うべきもの	健康福祉局	P 1 2
(セ)	特定調達契約に係る手続を適正に行うべきもの	健康福祉局	P 1 3
(ソ)	請書の確認を適正に行うべきもの	健康福祉局 教育委員会事務局	P 1 3
(タ)	教育財産の管理に係る手続を適正に行うべきもの	教育委員会事務局	P 1 3
(チ)	固定資産の管理を適正に行うべきもの	交通局	P 1 3
(ツ)	備品の管理を適正に行うべきもの	健康福祉局 交通局 教育委員会事務局	P 1 3
(テ)	消耗品の管理を適正に行うべきもの	健康福祉局 交通局 教育委員会事務局	P 1 4
(ト)	市営バスの乗継証の報告に係る事務を適正に行うべきもの	交通局	P 1 5
(ナ)	特定計量器を適正に更新すべきもの	教育委員会事務局	P 1 5

(2) 行政監査

情報管理に関する事務及び庁用自動車等の管理に関する事務について確認したところ、事務の一部に次のとおり改善を要する事項があった。

監査の種類	指摘事項
行政監査	13件

(指摘の概要)

指摘事項	概要	対象局	公表文 ページ
ア 情報管理に関する事務			
(ア) 契約書に個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項を添付すべきもの	契約書に個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項が添付されていなかった事例	健康福祉局 交通局 教育委員会事務局	P 1 6
(イ) 個人情報を取り扱う業務の再委託に係る事務を適正に行うべきもの	事前に市の書面による再委託の許諾がなされていなかった事例	健康福祉局 交通局	P 1 7

指摘事項	概要	対象局	公表文 ページ
(ウ) 特定個人情報の取扱いに関する特記仕様書に基づく事務を適正に行うべきもの	特定個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者の書面による報告がされていなかった事例	教育委員会事務局	P 1 7
	特定個人情報を取り扱う場所の書面による報告がされていなかった事例	健康福祉局 教育委員会事務局	
	委託先に対して、監査又は検査を行ったことが書面で確認できなかった事例	健康福祉局 教育委員会事務局	
(エ) 機密保持等に関する事務を適正に行うべきもの	機密保持等に関する誓約書を提出させていなかった事例	健康福祉局 交通局 教育委員会事務局	P 1 9
(オ) 情報の貸与に関する事務を適正に行うべきもの	受渡票等の書類が用いられていなかった事例	健康福祉局 教育委員会事務局	P 1 9
(カ) 情報の返却又は廃棄の確認に関する事務を適正に行うべきもの	委託業務了後に、情報が確実に返却又は廃棄されたことを書面により確認していなかった事例	健康福祉局 交通局 教育委員会事務局	P 2 0
(キ) USBメモリの利用記録を適正に作成すべきもの	USBメモリの利用記録が作成されていなかった事例	健康福祉局 教育委員会事務局	P 2 1
(ク) 保有個人情報を目的外提供する場合の安全確保措置を適正に行うべきもの	提供先に対して個人情報の安全を確保する措置を要求していなかった事例	教育委員会事務局	P 2 1
(ケ) 川崎市学校情報セキュリティ対策基準に基づく情報セキュリティ委員会の開催に関する事務を適正に行うべきもの	令和6年度において情報セキュリティ委員会が開催されていなかった事例	教育委員会事務局	P 2 2
イ 庁用自動車等の管理に関する事務			
(ア) 運転前点呼において運転免許証の確認を行うべきもの	安全運転管理員が運転者に対し、運転前に運転免許証の確認（運転免許証の携帯の有無と有効期限の確認）を行っていなかった事例	健康福祉局 教育委員会事務局	P 2 3
(イ) 運転後点呼におけるアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認を行うべきもの	安全運転管理員が運転後にアルコール検知器を使用して酒気帯びの有無を確認していなかった事例	健康福祉局 教育委員会事務局	P 2 4
(ウ) 庁用自動車の使用の本拠の位置の変更を適正に行うべきもの	庁用自動車の配置換えをしたにもかかわらず、自動車検査証記載事項のうち使用の本拠の位置について、法律で定められた期限までに変更記録を受けていなかった事例	健康福祉局 交通局 教育委員会事務局	P 2 4
(エ) 庁用自動車の保管場所の位置の変更の届出を適正に行うべきもの	庁用自動車の配置換えをしたにもかかわらず、保管場所の位置の変更の届出を法律で定められた期限までに行っていない事例	健康福祉局 交通局 教育委員会事務局	P 2 5

6 第2回定期（工事）監査の結果

工事の一部に次のとおり改善を要する事項があった。

監査の種類	指摘事項	軽易な指摘事項	合計
定期（工事）監査	2件	1件	3件

（指摘の概要）

指摘事項	概要	対象局	公表文ページ
(1) 高所作業時の安全に関する指導を適切に行うべきもの	高所作業時の墜落防止措置の徹底がなされていなかった事例	上下水道局	P 2 8
(2) 掘削時の安全に関する指導を適切に行うべきもの	深さが1.5メートルを超える掘削工事において、土留工による安全対策を施していなかった事例	上下水道局	P 2 9

(3) その他軽易な事項であるが改善を要するもの		対象局	公表文ページ
ア	騒音規制法に係る届出が適切に行われていなかったもの	上下水道局	P 2 9

※第2回定期（財務）監査・行政監査結果の公表文は、川崎市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.kawasaki.jp/920/page/0000045479.html>



市 HP

〔定期（財務）監査・行政監査〕

※第2回定期（工事）監査結果の公表文は、川崎市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.kawasaki.jp/920/page/0000045490.html>



市 HP

〔定期（工事）監査〕